

サウジアラビア、失業保険を導入

2014年5月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

サウジアラビア、失業保険を導入

2013年7月1日、サウジアラビア諮問評議会は協議の結果、失業保険（EIIL）に関する法案を可決しました。

サウジアラビアの報道機関の注目が集まりましたが、当時 EIIL に関する情報はほとんど公開されませんでした。2014年2月14日の官報(Um Al-Qura)でその詳細が明らかとなり、アブドゥッラー国王の承認を得た後、失業保険スキーム（Saned）が正式に制定されました。EIIL は発布日から 6 か月以内に施行されます。

Saned 保険料

Saned は、EIIL に従い、社会保険総合機構（GOSI）の規則に基づく社会保険を補足してサウジ国民を補償するスキームです。

サウジ国民が Saned からの補償を受けるためには、Saned への参加の意思を示し、保険料を納めなければなりません。つまり、現時点では、このスキームはオプションです。サウジ国民が Saned への参加を希望し、すべての必要条件を満たす場合、（GOSI 保険料の算出基準となる）給与の 2%を保険料として納める必要があります。この保険料の負担は雇用者と被雇用者で配分され、それぞれ被雇用者の給与の 1%を支払います。この保険料は GOSI へのほかの保険料に加え、別途支払われるものです。

補償受給資格

Saned は、必要条件を満たすサウジアラビア国民全員に適用され、さらに GOSI に保険料を納める同国政府の被雇用者にも適用されます。同スキームへの参加資格の主な条件は次のとおりです。：

- GOSI への登録期間が少なくとも 12 カ月ある。
- 自らの意思で離職してはならない。
- 個人的な活動によるほかの収入源があってはならない。
- Saned の施行時の年齢が 59 歳以下である。

Saned に基づき支払われる保険金

Saned へ保険料を納める個人が失業した場合、公平に保険金が支払われます。保険金は、過去二年間の給与の平均月額に基づき算出されます。（給与とは、GOSI の保険料対象給与を指します。）保険金の支払が発動された場合、最初の 3 カ月間は、9,000 サウジリヤル（SAR9,000）を上限とし、給与の月平均額の 60%に相当する保険金が支払われます。次の 9 カ月間は、SAR7,500 を上限とし、給与の月平均額の 50%が支給されます。ただし、支払額が求職活動中の日々の生活費を下回ってはいけません。保険金支払期間は、失業 1 回につき、継続して、または断続的に最長 12 カ月とされます。

コメント

Saned スキームは GOSI が単独で対応できるプロジェクトではないため、その実施の正式な発表を受け、サウジアラビアの保険会社はこぞって、同スキームへの参画を希望し、提案を申し出ました。これらの協議は重要で、保険会社の申し出が採用された場合、新たな保険商品がサウジ市場に登場することになります。

また、Saned に基づくプロテクションは“保険” (ta'meen) と呼ばれますが、GOSI のスキームにおける“保険”は(dhaman)と呼ばれています。

サウジアラビアで保険は、サウジ通貨庁(SAMA)が定める法律および規則に従い、協同組合の形式をもたなければなりません。保険会社が GOSI とのビジネスを獲得した場合、新しい失業保険商品が生まれるものと思われませんが、当然、それらは、サウジアラビアの保険規制機関である SAMA の事前承認が必要となります。

詳しい情報の問い合わせ

本記事の内容に関し、さらに詳しい情報をお求めの方は、Clyde & Co LLP の下記担当者にお問い合わせ下さい。：

Peter Hodgins

E: peter.hodgins@clydeco.com

Takamasa Makita

E: Takamasa.makita@clydeco.com

Karim Fawaz

E: karim.fawaz@clydeco.com